



令和元年

改正建築物省エネ法説明会及び 住宅省エネ技術講習会

主催：(一社)熊本県建築士事務所協会

住宅・建築物の規模・用途ごとの特性に応じた実効性の高い総合的な対策を盛り込んだ「建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(改正建築物省エネ法)」が本年5月に公布されました。

省エネ基準への適合を義務付ける対象範囲も300㎡以上2000㎡未満の中規模建物(住宅を除く)まで対象が広がりました。

戸建て住宅等に対する措置では、設計者である建築士から建築主に対して省エネ性能に関する説明を義務付ける制度が創設されました。また、省エネ基準よりも高い基準への適合を求めるトップランナー制度の対象に注文戸建て住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅業者が追加されました。

本講習会は、改正建築物省エネ法を正しく理解し、広く周知を図るために開催いたしますので、この機会にぜひご受講ください。

説明会の内容

1. 説明義務制度の内容とポイント
2. 小規模住宅・小規模非住宅に係る省エネ基準・省エネ計算法について
(新たに整備予定の簡易な計算法等)
3. 住宅省エネ技術講習会

受講対象者

- 戸建て住宅等の小規模住宅の供給にかかわっている方
- 小規模非住宅の供給に携わっている方
(主に、設計業者、施工業者、設備機器製造業者、エネルギー供給業者等)

開催日・会場

※追加開催

令和2年1月24日(金) グランメッセ熊本

● 令和元年11月26日(火) グランメッセ熊本

● 令和2年2月6日(木) やつしろハーモニーホール

開催時間

両日13:30~16:45

(受付13:00~)

参加費用

無料

※講習修了証(賞状型のみ)発行可能(有料:1,000円)

お申込み

別紙申込チラシ裏面「FAX用申込用紙」にてお申込みください。

お問合せ

(一社)熊本県建築士事務所協会

TEL.096-371-2433

FAX.096-371-2450